

令和4年度徳島県犯罪被害者等支援審議会議事概要

- 1 日 時 令和5年3月9日（木）午後2時から午後3時40分まで
- 2 場 所 徳島グランヴィリオホテル 1階 グランヴィリオホール
- 3 参加者
委員15名（添付資料参照）
消費者くらし安全局、消費者政策課長、県警察本部犯罪被害者支援副室長ほか
- 4 議事概要
 - (1) 会議の開催要件について
委員15名中15名出席であり、会議の要件を満たしていることを報告
 - (2) 会長・副会長の選出について
会長に内海委員、副会長に徳山委員を選出
 - (3) 協議事項説明
徳島県犯罪被害者等支援推進計画の進捗状況について、事務局より資料に基づき説明
 - (4) 協議概要
 - 委員
資料1の37番「よりそいの樹とくしま」の関係で、緊急避妊処置料、性感染症検査費用、カウンセリング、法律相談の公費負担等支援の令和3年度、4年度の実績を伺いたい。また、資料1の3番「市町村条例制定促進会議」の関係で、来年度以降制定の見込みがあるような自治体があるのかどうか伺いたい。
 - 事務局
令和3年度は、医療費支援4件、カウンセリング3件、法律相談2件となっている。令和4年度は、1月までの実績になるが、医療費支援5件、カウンセリング及び法律相談は0件となっている。
 - 事務局
市町村条例の制定状況については、制定に向けて検討をする意思があるのは6自治体となっている。
 - 委員
市町村条例の制定状況については、複数の市町村で検討を進めていると聞いて、非常にうれしいと感じている。全市町村で制定できるように引き続き県には尽力いただきたい。

もう1点、条例制定の際には、各自治体は給付金を支給することを検討していると思うが、県警と連携がないと被害を受けた場合の確認ができない可能性があるが、この点をどのように考えているのか確認したい。

○事務局

県警としては、条例制定市町村と所轄署との間で協定等を結び、情報共有を図るようにしたいと考えている。また、照会事項や回答事項については、ばらばらにならないように県警本部で内規等を作成し、基準を統一するような形で運用したいと考えている。

○委員

細心の注意を払って、申請等に漏れがないようにしていただきたい。あと、現在、全国的には性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数は増加傾向にあるが、徳島はなぜ少ないのか。さらに、よりその樹とくしまは、こども女性相談センターに設置されているが、男性の被害者の場合どのように支援するのか。

○事務局

相談件数の増加に関しては、本県においては、支援センターができてからいち早く24時間対応になったが、他県では遅れて整備されている点、また、国の夜間・休日のコールセンターができたことにより相談件数が増えていることが要因のひとつであると考えているが、まだまだ周知・広報が必要なので、様々なイベント等の機会を捉えしっかり周知していきたい。

また、男性の性暴力被害については、女性よりは件数自体は少ないけれども、もちろん被害があり、支援が必要であるので、頂いた御意見を踏まえ、今後検討してまいりたい。

○委員

性犯罪の被害者を男性・女性で区切ること自体が、この時代では少し違うのではないか。LGBTの方などの問題もきちんとやることを示してこそ、正に真のLGBTへの対応なのではないかと思う。ワンストップ支援センターをつくる際にスピーディに行ったのは素晴らしいことだと思うが、もう時代は動いてきて次のステップにいく段階ではないかなと思っている。

○事務局

男性相談については、こども女性相談支援センターに男性が相談に行きにくい状況があるが、ときわプラザの方でいろいろな相談をお受けする窓口を設けている。そこで、男性相談についても時間を取って、対面で相談を受けるよう

な形も取らせていただいている。また、LGBTを始めとしてこれまでのやり方では課題等を解決できないことがたくさん起こっているが、今月に閉会をした2月議会の方で、県としてもパートナーシップ制度の制定に向けた取組を進めていくというような話もあり、大きく動いている状況の中であるので、課題をしっかりと認識しながら取り組んでいく必要があると認識している。

○委員

国からの補助金はワンストップ支援センターに付いているので、カウンセリング等の費用がときわプラザの事業で賄えるかという問題もある。予算の使い勝手は悪いが、そこは工夫してどうにかしてもらいと思っている。

○会長

市町村条例に関しては、委員の御提案がありましたとおり、被害者の方の申請漏れがないように、県警と市町村の間で情報がスムーズに行き渡るように連携体制を作っていただけたらと思う。

また、広報については、年数がたって、周知された上で不要になったというのならばいいが、改めて広報体制を再検討し、今一度広報をしていく必要があるのではないかと思う。性別の話もあったが、医療費の問題等もあるので、性別を超えた皆さんに支援の届くような体制を検討いただければと思う。

○委員

資料1の71番の「学校における生命の安全教育推進事業」では、命の大切さということについて、具体的にどのような内容を教えているのか。また、教育委員会で行っている性教育関連の講師派遣事業について伺いたい。

○事務局

生命の安全教育の具体的な内容については、発達段階に応じた命を大切にす
る教育の実践ということで、中学校であれば、自分と相手の距離感や性暴力な
どの学習項目になっている。性教育ばかりではなく、人と人の距離感という
ことにもポイントを置いて取り組むことになっている。

また、派遣授業については、命と心の教育事業として助産師会に依頼し、赤
ちゃんができるまでの過程、性感染症、性暴力被害等を授業として行って
いただいている。

○委員

性教育については、具体的なところまで入ると学校関係者はすごく嫌う傾向にあるが、余りオブラートに包みすぎても焦点が分からなくなって、理解度が低くなるおそれがある。具体的なことも分かるようにしてあげないといけな

いと思う。

○委員

性教育は、非常に大事だと思うが、犯罪被害講演の際の「命の大切さ」を扱うテーマはすごく抽象的な場合が多い。まず、犯罪の被害に遭うということはどういうことなのかというところを教育するのが大事であるし、なぜ年齢に応じた性教育が大事なのかということをもう少し詰めていただければと思う。

あと、資料1の49番「学校におけるカウンセリング体制の充実」では、スクールカウンセラー等の方にもっときちんと教育をする必要がある。学校でどのようにサポートするのかということも分からなければ、サポートができないので、その点をもう少し考えてもらいたい。

○委員

四国の他県でも教育委員会と意見交換をして、具体的な性教育の内容を共同で作っており、講演していると聞いている。お互いに議論し合って、子どもたちにより良い環境を提供してあげられるのではないかと思う。

○会長

性教育について、抽象的な部分だけでなく、具体性をもって行うべきということで、各委員から重要な御提案を頂いた。また、先生方への研修についても、具体的な対策・対応というのが見えてこない、先生方や子どもたちも不安になると思うので、今後御検討いただきたい。

○委員

犯罪被害については、本当に困られている方が支援情報等にアクセスしやすい方法を工夫する必要がある。資料1の17番の「SNS相談」や19番の「LINEによる消費生活相談」があるが、面接相談の代わりにするというのではなく、アクセスしやすい入り口としてSNSがあって、そこから面接相談に繋げる工夫が必要である。

また、58番に「とくしま子どもの虐待防止ガイドブック」の電子化についても、本当に見たいと思ったときに、スマホでさっと見られて、市町村の窓口につながるという、被害者からアクセスする際の利便性、工夫とかについて、もっと広めていく必要があると思うが、そのあたりのことについて伺いたい。

○事務局

資料1の17番の「SNS相談」は、児童相談所における専用相談ダイヤルのLINE版という形で、国が開始するに当たって、県でも併せて開始している。2月1日開始となっており、まだまだ周知の途中ということで、来年度に向け

て周知をしていくことを考えている。

もう1点、58番の「とくしま子どもの虐待防止ガイドブック」は、10年ほど前に、関係機関と市町村、県の方で検討し、マニュアルとしてまとめたものであるが、今回電子化を行い、ホームページ等に公開して、市町村の窓口担当者等に使ってもらうこととしている。今後、相談時の初期対応や関係機関との連携、保護者への支援等について見直しを予定している。

○事務局

19番の「消費生活相談に係るLINE相談」については、県の消費者情報センターで導入しているもの。消費者庁の新未来創造戦略本部が実証実験を行う中で、徳島県も手を上げ、昨年度の11月に都道府県として初めて県として導入・実装を行ったところ。委員からもお話があったように、実際の相談はなかなかLINEで全てを完結できるわけではなく、どちらかと言えば相談しやすい入り口作りというところが重要な役割になると考えている。昨今のSNSの利用は、若者だけに限らないということもあり、新しい相談チャンネルとして、今後しっかりと取り組んで参りたい。

○委員

そのあたりの先駆的な取組を犯罪被害者支援に生かしていく方向性が必要なのではないかと思うが、御見解をお伺いたい。

○事務局

被害者支援にどのように生かしていくか、状況を見ながら研究して参りたい。

○委員

被害に遭った時に全員がそのことを言えるわけではない。特に子どもたちは、自分が被害に遭ったことすら分からない人もいるので、その時にきちんと支援に繋がるようにしてもらいたい。

また、児童相談所に親子のためのLINE相談があるとのことだが、児童相談所で本当によいのか。子どもは自分が児童相談所に通報したら、一時保護されることぐらい知っているのに、児童相談所に相談するかどうか。こういうことは外部機関に委託するのが一番だと思う。子どもたちであれば、大学機関や臨床心理士会などの心理の専門家、場合によっては学生でもよいのではと思う。要するに自分が被害に遭っていることを知って、話ができる状況にもっていかれるかどうか。そこのアウトリーチをきちんとしなければいけないのだが、その部分が非常に脆弱なため、被害を受けた子を補足しきれてないという状況が生まれているのだと思う。

○会長

今の点、特にアウトリーチの在り方について、御意見いただきたい。

○事務局

それぞれの課が国の取組も合わせながら、少しずつ犯罪被害の防止に向けた取組を進めているところであるが、委員からお話があった御意見であったりとか、それぞれの課における個別の課題がないわけではないと思っている。ここは、こうした御意見を頂く中で、県としてできることを一つ一つやっていくように努めて参りたい。

○会長

県で取り組んでいる窓口は新しいものを含め膨大にあると思われる。様々な窓口を集めて分かりやすくしていただくところを早急に進めていただければ大変有り難い。

○委員

相談窓口を周知するというのは非常に大事だと感じている。私の地元でも、個別の人権課題別の相談窓口を自治会を通して配布する予定である。

また、犯罪被害者支援に向け、県民の意識を高めていくために徳島市内で講演会が開催されているが、広く県民に被害者の生の声を届けられるよう、県西や県南で実施ができたらと思う。また、中高生を対象に、犯罪被害者等を講演者とする「命の大切さを学ぶ教室」が実施されているが、講師の紹介等はどこかにお願ひできるのか。

○事務局

今の時代、困った人はネットで検索する中で、相談窓口を御自身で探している。そうした時に分かりやすい形で周知していくことが必要ではないかと思う。県でも、自殺対策窓口の関連で相談窓口をまとめたものはあるが、もちろん十分ではない。例えば、最近の手法では、SNSを用いてプッシュ型でお知らせをするような方法もあるので、それぞれが困っている方にどうやって窓口を周知するか、しっかり考えていきたい。

また、講演会の実施については、委員のお話のとおりサテライト実施やオンラインの講演会というのも、予算の制約など課題はあるが検討できればと思う。

○事務局

県警では、昨年、被害者の手引きを改訂し、支援相談窓口として自治体の総合的支援窓口や警察の支援相談窓口等の一覧を作成している。

また、講師の紹介等については、徳島被害者支援センターが一番ノウハウは

持っている。県警も被害者の方を知っているので、こういう方を紹介してほしいというのがあれば、遠慮なく聞いていただきたい。

○委員

先ほどの講師の依頼については、徳島被害者支援センターに相談すれば、全国的に探すことが可能である。また、条例制定から2年余りになり、世の中の変化もあるので、条例の見直し等を検討していければと思う。今の審議会も年1回なので、もっとアグレッシブな審議会にしていければと思う。

また、市町村条例については、今のところ那賀町だけで、あとは検討中とのことであるが、京都府の例をみても広がるのに10年くらい掛かるのではないかと思う。

○会長

講演会をお願いできる方を探すということも課題だろうし、条例の見直しも今後ご検討いただきたい。まだまだ御意見を頂きたいところではあるが、これをもって本日の協議を終了させていただきたい。事務局には、本日の御意見、御提言を踏まえ、支援策を推進していただければと思う。